

## Movable Type クラウド版利用許諾契約書

この Movable Type クラウド版利用許諾契約（以下、「本契約」といいます）は、Movable Type 6.0 及びその後継バージョン（第 1 条に定義があります。以下、「本 Software」といいます）の提供する機能をシックス・アパート株式会社（以下、「Six Apart」といいます）が用意するクラウドサーバー環境で利用する法人または団体（以下、「お客様」といいます）と Six Apart との間に適用される契約条項です。お客様が Movable Type クラウド版についての契約画面において同意した場合に本契約が成立します。

### 第 1 条 【定義】

本契約において、以下の各用語は以下に定めるところによるものとします。

#### 1. 本 Software の定義

「本 Software」とは、Six Apart が Movable Type 6.0 として販売しているソフトウェアをいいます。本契約成立以降に Six Apart により一般に発売されるアップデート（第 6 項に定義があります）及びアップグレード（第 7 項に定義があります）を含むものとします。

#### 2. Movable Type クラウド版の定義

「Movable Type クラウド版」とは、Six Apart が提供するクラウドサーバー環境において本 Software を利用できるサービスをいいます。Movable Type クラウド版の仕様は、<http://www.sixapart.jp/movabletype/cloud/> に定めるところによります。

#### 3. ユーザーの定義

「ユーザー」とは、本 Software の「ブログ投稿者の追加/編集」機能をもって本 Software により生み出される独自のログイン名を持つ個人を意味します。お客様の組織において雇用が終了した個人、及び無効化されたログイン名を利用していた個人は、ユーザーとして数えないものとします。また、一個人のログイン名を複数の者で共有することは禁止とします。

#### 4. コメンターの定義

「コメンター」とは、本 Software にコメントのみを投稿することができるユーザーとします。コメンター数はユーザー数には含まれないものとします。

#### 5. サーバーの定義

「サーバー」は Six Apart が用意し本 Software がインストールされる、ウェブページの公開用及びデータベース・サーバー用に使用されるコンピューター又はコンピューター群を意味します。

#### 6. アップデートの定義

製品の「アップデート」は、現在のバージョンに対して小規模な機能の改良またはバグ修正を行うことを意味します。アップデートのリリースは、バージョン番号の

小数点以下の変更によって確認できます。例えば、X.1 から X.2 のように変更されると、アップデートされたことを意味します。

#### 7. アップグレードの定義

「アップグレード」は、製品の大規模なリリースのことで、新機能やソフトウェアの主要な機能性を向上させる改良を取り入れることを意味します。アップグレードのリリースは、バージョン番号の小数点以上の変更によって確認できます。例えば、1.X から 2.X のように変更されると、アップグレードされたことを意味します。「アップデート」または「アップグレード」の何れかへの指定は、Six Apart が決定するものとします。

### 第2条【本契約の成立】

1. 本契約は、お客様が Movable Type クラウド版についての契約画面において同意し契約画面において指定した契約開始日（以下、「本契約成立日」といいます）から効力を有するものとします。
2. 本契約の有効期間は、本契約成立日から本契約の成立日が属する月の翌月末日までとし、満了日が属する月の前月の 20 日までに更新しない旨の通知のない限り、更に1ヶ月更新されるものとしその後も同様とします。
3. 前項の規定に関わらず、年額払いタイプについては、本契約の有効期間は、本契約の成立日から本契約の成立日の翌年の応答日が属する月の末日までとし、満了日が属する前月の 20 日までに更新しない旨の通知がない限り、更に1年間更新されたものとしその後も同様とします。

### 第3条【本契約の変更】

1. Six Apart は、変更日の遅くとも 30 日前までに、お客様に通知することにより、本契約の内容を変更することができるものとします。通知の方法は、お客様の登録された E-Mail に送信することによるものとします。
2. 本契約の変更がお客様に不利益となると合理的に認められる場合は、お客様は、当該変更にかかる通知が到達した日から 30 日以内に、Six Apart に対して、Movable Type クラウド版についての契約画面から通知することにより、本契約を解除することができます。正規代理店より導入された場合には、お客様は当該正規代理店に対し解除の通知をするものとします。
3. お客様は、変更予定月の前月の 20 日までに Movable Type クラウド版の契約画面から Six Apart に対して通知することにより、月額タイプについては利用タイプを変更することができるものとします。正規代理店より購入された場合には、お客様は当該正規代理店を通じて変更予定月の前月の 20 日までに利用タイプの変更を申し入れるものとします。

#### 第4条 【Movable Type クラウド版の提供及び本 Software の利用】

1. Six Apart はお客様に対し、本契約の有効期間中、本 Software を Six Apart が提供するクラウドサーバー上にインストールした状態で、お客様が利用できる環境と本 Software の機能を提供します。クラウド環境へのインストールは Six Apart が実施するものとします。
2. Movable Type クラウド版は、本 Software をインストールされた状態でお客様が利用できること及び本 Software がインストールされたサーバーのマネージメントと監視をお客様に代わり Six Apart が行うことを目的とします。クラウド環境へのインストール、本 Software のアップデート若しくはアップグレードのインストール、クラウドサーバー機能の提供、サーバーマネージメント環境の代行監視は Six Apart が実施するものとし、それ以外のサービス、すなわち本 Software の画面デザイン及びその他本 Software のインストール以外の設定については、お客様が自らの責任と負担において行うものとします。
3. Six Apart は、お客様が Movable Type クラウド版の機能を利用するための URL 及びパスワードをお客様に提供します。お客様は当該情報を自己の責任と負担において管理するものとします。お客様は、Six Apart から提供される当該情報に基づき、Movable Type クラウド版を利用することができます。
4. お客様は、本 Software を Six Apart が提供するサーバー上でのみ利用することができるものとし、当該環境以外において本 Software の複製又はその他の利用をすることができないものとします。
5. お客様は、Movable Type クラウド版及び本 Software をお客様自身による（お客様が法人の場合にはお客様の組織に所属する方による組織内における）利用目的、ならびにお客様がコミュニティを運営される場合は、コミュニティの参加者によるコミュニティ内における利用目的で非独占且つ譲渡禁止、再許諾不能の条件により利用できるものとします。
6. 本契約に明記されている場合を除き、お客様が第三者に対して Movable Type クラウド版又は本 Software の全部または一部の機能を提供することはできません。Six Apart は、お客様の利用が本契約に基づき許諾されているものか否かを判断する権利を有することとします。Six Apart は、本 Software に関する全ての権利（全ての知的財産権を含む）を保有し、本契約において明示的には許諾していない本 Software に関する全ての権利をも保有します。

#### 第5条 【サーバーの管理】

1. お客様は、Movable Type クラウド版について、本契約の有効期間中、Six Apart により提供されるサーバーマネージド及びサーバー監視を受けられるものとします。

2. **Six Apart** は、**Movable Type** クラウド版のサーバー環境に、**Web** サイト改ざん及び **Web** 感染型ウイルス等の対策を講じません。
3. **Six Apart** は、**Movable Type** クラウド版のサーバー環境を自己の裁量において変更することができるものとし、お客様は、これに同意するものとしします。
4. **Movable Type** クラウド版のサーバー環境の大幅な変更（お客様の設定作業が必要となる変更）については、**Six Apart** は事前にお客様に通知するものとし、これらに伴うサーバーへのインストール作業及び移行作業は **Six Apart** の負担において行うものとしします。当該作業中は、お客様は、**Movable Type** クラウド版が利用できないことに同意するものとしします。お客様は、当該インストール又は移行に伴うデータのチェック又は機能の設定を、お客様の責任と負担において行うことに同意するものとしします。

#### **第6条【インターネット環境】**

1. **Six Apart** は、お客様の端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。**Movable Type** クラウド版の利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるインターネット接続サービス利用契約の締結等、お客様の端末機器をインターネットに接続するための手段をお客様の責任において用意する必要があり、お客様はこれに同意します。
2. **Six Apart** は、本サービスの提供に際して **Six Apart** 又はサーバー環境の提供業者が利用する電気通信事業者の設備の故障により、お客様が **Movable Type** クラウド版を適切に利用できなくなった場合であっても、これによりお客様に生じた損害について一切責任を負いません。

#### **第7条【データの復元】**

**Six Apart** は、**Movable Type** クラウド版のサーバーに保存されたデータ等について、システム全体の損傷等に備えて、その複製を行っていますが、いかなる事由に係わらず、個々のお客様のデータ等を復元するサービスを提供するものではありません。**Movable Type** クラウド版に保存されたデータの滅失又は損傷に備えて定期的にそのバックアップをお客様は、自己の責任と負担において行うものとしします。

#### **第8条【テクニカル・サポート】**

お客様は、本 **Software** について、本契約の有効期間中、**Six Apart** により提供されるテクニカル・サポートを受けられるものとしします。その内容については、次のページで表示されます。[http://www.sixapart.jp/movabletype/support/support\\_rules.html](http://www.sixapart.jp/movabletype/support/support_rules.html)

#### **第9条【アップデート・アップグレード】**

1. 本 Software がアップデート又はアップグレードが一般に提供された場合、お客様は、当該アップデート又はアップグレードを利用することができるものとします。
2. Six Apart は、アップデート又はアップグレードされた本 Software に基づく Movable Type クラウド版の対価をお客様に対する通知をもって、変更することができるものとします。但し、本 Software のアップデート又はアップグレードが提供された以降に最初に訪れる本契約の更新日までは据え置かれるものとします。

## 第 10 条【対価】

1. Movable Type クラウド版についての対価は、Six Apart が利用タイプ毎に定める利用対価とし別段の定めのない限り、消費税相当額を含むものとします。但し、契約成立日から当該月の末日までは無償とします。本契約が契約期間の途中でお客様により解除された場合には、お客様は当該終了月の対価の支払を免れないものとします。
2. お客様は、Movable Type クラウド版の対価を、毎月末日までの毎月分の利用対価を、翌月末日までに Six Apart の請求書に基づき、銀行振込で支払うものとします。年額払については、お客様は、契約成立日の翌月末日までに支払うものとします。振込み等に手数料がかかる場合についてはお客様の負担とします。
3. 本契約の更新時において Six Apart は、Movable Type クラウド版の対価を変更することがあります。なお、お客様の都合により利用タイプに変更がある場合については、Movable Type クラウド版の対価は、利用タイプに応じて変更されるものとします。利用タイプの変更が変更予定月の前月にあった場合は、当該月については当該変更前の利用タイプの対価が適用されるものとします。
4. Movable Type クラウド版が第三者を通じて導入される場合には、Movable Type クラウド版の正規代理店に対して、対価を支払うものとし、支払条件については、当該正規代理店の定めるところに従うものとします。Movable Type クラウド版が正規代理店を通じて購入された場合において Movable Type クラウド版の契約の解除があったときは、いかなる場合も Six Apart は、お客様に返金義務あるいはいかなる金銭の支払いも行わないものとしお客様は同意するものとします。

## 第 11 条【お客様データの取り扱い】

1. Six Apart は、お客様データ（正規代理店を通じて取得した情報を含む）に基づく集計又は統計データを作成し、利用（第三者への提供・頒布も含む）できる権利を有します。ただし、Six Apart は、法律に適合しない目的又は方法により、お客様データを利用しないこととします。
2. Six Apart は、裁判所その他公的機関の強制力ある判決、命令等により提供、開示が求められた場合その他法令上の義務の履行に必要な場合、お客様の情報を提供、

開示出来るものとします。

## 第 12 条【コンプライアンス】

お客様は、Movable Type クラウド版の利用に当って、これを利用する地域に裁判管轄権を有する全ての法律を遵守する方法によってのみ Movable Type クラウド版を利用することを理解し、同意するものとします。更に、お客様は、プライバシー及び知的財産権に関する規制に従って、Movable Type クラウド版を利用しなければなりません。お客様は、本契約の内容をユーザーに遵守させるものとし、ユーザーによる本契約についての違背行為は、お客様の行為とみなすことに同意するものとします。

## 第 13 条【禁止事項等】

1. お客様は、次の各号に定める行為を行ってはなりません。
  - (1) 本 Software から派生物を作成し又はそれらを配布すること（但し Six Apart によって公開されたアプリケーション・プログラミング・インタフェースを使って書かれたプラグイン及びその他のアドインの配布は許可されます）。
  - (2) 本契約に定める以外の本 Software の複製又は利用。
  - (3) 本 Software についてのリバースエンジニアリング、デコンパイル、ディスアッセンブル、またはその他本 Software のソースコード若しくはアルゴリズムを再構築若しくは明らかにしようとする試み。
  - (4) 本 Software の全部、あるいは一部、またはその複製を如何なる形態においても、第三者に販売、譲渡、ライセンス供与、開示、配布、その他の方法による移転等第三者が使用できるようにすること。
  - (5) 他者にホスティング・サービスを提供するため、及び、何れかのサービス機関に対してサービスを提供する目的で、本 Software を利用すること。
  - (6) 本 Software 上の権限の表示または商標を削除または変更すること。
  - (7) Movable Type クラウド版を、ユーザー又はコメンテーター以外の第三者に利用させること。
  - (8) Movable Type クラウド版を利用して、法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為を行い、又は第三者に行わせること。
  - (9) Movable Type クラウド版を利用して風俗営業等の規制等及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）（以下、「風俗営業法」という）の定める性風俗関連特殊営業を行い、若しくは第三者にこれを行わせ、又は風俗営業法の定める性風俗特殊営業に関する情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせること。
  - (10) 前号に定めるもののほか、Movable Type クラウド版を利用して、文字、画像、音声又はその他の何らかの方法により、性的な好奇心をそそる情報を第

三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれらを行わせること。

2. お客様は、**Movable Type** クラウド版の利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無その他一切の紛争について、お客様自身の責任で誠実にこれを解決するものとします。
3. お客様は、スパムメールの発信の禁止等、インターネット参加者の間において確立している慣習を遵守しなければなりません。
4. お客様は、**Movable Type** クラウド版を第三者が不正に利用して、いわゆるフィッシングサイトの運用等、法令により禁止されている行為又は公序良俗に反する行為を行っていることを知ったときは、その旨を速やかに **Six Apart** に届けるものとします。
5. 本 **Software** には、GNU LESSER GENERAL PUBLIC LICENSE version 2.1 (以下、「**LGPL**」といいます)の適用を受けるソフトウェア (以下、「**ライブラリ**」といいます)が含まれています。**ライブラリ**についての記載及び**LGPL**の条項の写しは、本ソフトウェアに含まれています。お客様は、**LGPL**に基づいて本 **Software** に含まれる**ライブラリ**のソースコードを入手し、複製し、改変し、頒布する権利を有します。また、お客様は、本 **Software** について **LGPL** に基づき自身の利用のための改変及びその改変をデバッグするためのリバースエンジニアリングが必要な場合、**LGPL** に基づく要求を満たすために必要な範囲でのみ、**LGPL** に定める改変及びリバースエンジニアリングを行うことができます。**ライブラリ**に関しては、**LGPL** に定めるとおり、いかなる保証もなされないものとします。本契約書の他の条項と本条項の規定が反する場合には、本条項に定める事項については、本条項の規定が優先するものとします。

#### 第14条【**Six Apart** による保証】

**Six Apart** は、情報についての管理者の意図若しくは許可なくコンピューター、コンピューター・システムまたはコンピューターネットワーク内の情報を変更し、損失し、破壊し、記録または送信するように意図的に設計された命令を本 **Software** に含めていないことを保証します。この保証は、本 **Software** にオープンソースコードが含まれる場合には、当該オープンソースコードには適用されません。本契約の有効期間中、本 **Software** に本項の保証に反するものが (オープンソースコードを除く) 含まれていることが判明した場合には、**Six Apart** は、唯一の法的救済として、**Six Apart** の費用において、本 **Software** の主要な機能を損なうことなく本項に定める保証に合致するように本 **Software** を改変または交換する合理的な営業上の努力を払います。お客様は、本項に定める保証の違反についての他の法的救済を求める前に、**Six Apart** が当該変更または交換を行うための猶予を与えるものとします。

## 第 15 条【保証の限定】

1. 本 Software は、現状有姿の状態を提供され、明示的にも黙示的にも、何らの担保及び保証するものではありません。Six Apart は、その商品性及び特定目的の適合性を黙示的に担保・保証することを含み、明示的または黙示的であるかを問わず、如何なる種類の担保・保証をも行うものではありません。
2. 本 Software の品質、性能、インストール、使用に伴うプログラムエラー、装置の損傷、データやソフトウェアプログラムの消失、不稼働及び中断等一切のリスクは、お客様の負担とします。本 Software の使用に関する適切性の判断は、お客様自身の責任で行うものとし、その使用による一切のリスクは、お客様の負担とします。
3. Six Apart は、Movable Type クラウド版について代金を受領している場合といえども、以下の場合に自己の判断で Movable Type クラウド版の停止、中断を行うことができます。この場合、Six Apart は、お客様又はいかなる第三者に対しても、当該、停止又は中断について、損害賠償の責を負わないものとし、
  - (1) 転送量あるいは容量の制限の有無に関わらず、Movable Type クラウド版のシステムに重大な影響を与えるあるいは他の利用者の妨げになるおそれのあると Six Apart がみなす転送量、容量の増大。
  - (2) 上記に準じると Six Apart がみなす本サービスのシステムに重大な影響を与える Movable Type クラウド版の利用がある場合。
4. Six Apart は、Movable Type クラウド版を維持するために合理的な努力を行います。但し、Six Apart は、情報の遅れ、送信違い、未送信、アクセスの制限や損失、バグや他のエラー、Movable Type クラウド版へのアクセスをシェアすることによる認定されていない使用、また、Movable Type クラウド版と相互の影響によって起きた如何なる損害、データ、顧客情報及び販売業者データの紛失、機会損失、その他事業への支障に対し如何なる責任も負いません。Movable Type クラウド版にあるデータ及び情報は、お客様の責任において維持しバックアップしてください。更に、Six Apart は、次の事項についても一切保証いたしません。
  - (1) Movable Type クラウド版をお客様の個別の具体的な要求に対応すること
  - (2) Movable Type クラウド版が中断されないこと、タイムリーであること、安全であること、エラーのないこと
  - (3) Movable Type クラウド版を使用して得た結果が正確又は信頼性があること
5. お客様は Movable Type クラウド版のサーバー環境に不正アクセスあるいはコンピュータ・ウイルスを含むファイルをアップロードすることがないように留意するものとし、Six Apart は、お客様の行為か否かに関わらず、Movable Type クラウド版で提供されるサーバー環境における情報の改ざん又はウイルスに関して、責任を負わないものとし、



## 第 16 条【契約の更新の方法及び契約の解除】

1. お客様は、本契約の有効期間満了日の前月の 20 日までに、更新しない旨の意思表示を契約管理画面にて **Six Apart** に通知しない限り、本契約を更新したものとみなされるものとします。本契約が更新された場合、更新日までに **Movable Type** クラウド版の利用の対価を支払うものとし、当該期日までに支払が無いものについては更新されなかったものとし、本契約は満了日において終了するものとします。正規代理店を通じて導入されたお客様は、有効期間満了日の前月 20 日前までに更新しない旨の意思表示を正規代理店に対して行うものとし、当該意思表示がない場合には自動的に更新されたものとして取り扱われるものとします。
2. **Six Apart** は、お客様に以下の各号の事由が生じた場合、お客様への通知若しくは催告を要することなく、**Movable Type** クラウド版を停止し、又は本契約を解除することができるものとします。
  - (1) お客様が禁止事項（第 13 条第 1 項各号）に該当する行為を行った場合
  - (2) お客様が **Six Apart** 又は正規代理店への支払を遅延したとき
  - (3) 前号のほか、本契約に違反し、是正の見込みがないと **Six Apart** が認めた場合
  - (4) 支払停止又は支払不能となったとき
  - (5) 手形又は小切手が不渡となったとき
  - (6) 差押、仮差押え若しくは競売の申し立てがあったとき又は公租公課の滞納処分を受けたとき
  - (7) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立をしたとき、又は申立を受けたとき
  - (8) 信用状態に重大な不安が生じたとき
  - (9) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
  - (10) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡の決議をしたとき
  - (11) 本契約を履行することが困難となる事由が生じたとき
3. お客様は、**Six Apart** に以下の各号の事由が生じた場合、**Six Apart** への通知若しくは催告を要することなく、本契約を解除することができるものとし、解除日において本契約は終了するものとします。解除は、契約管理画面にて行なうものとします。お客様は、正規代理店を通じて導入された場合には正規代理店に対して解除の通知を行うものとします。
  - (1) **Six Apart** が本契約に違反し、是正の見込みがないとお客様が認めた場合
  - (2) 支払停止又は支払不能となったとき
  - (3) 手形又は小切手が不渡となったとき
  - (4) 差押、仮差押え若しくは競売の申し立てがあったとき又は公租公課の滞納処分を受けたとき

- (5) 破産、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立をしたとき、又は申立を受けたとき
  - (6) 信用状態に重大な不安が生じたとき
  - (7) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
  - (8) 解散、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡の決議をしたとき
  - (9) 本契約を履行することが困難となる事由が生じたとき
4. 本契約の終了と同時に、お客様に与えられていた **Movable Type** クラウド版の利用許諾及びテクニカル・サポートは全て終了します。 **Movable Type** クラウド版のサーバー環境にあるお客様のデータ、コンテンツは自動的に消去されるものとします。「保証の限定」、「免責」、「責任制限」及び「一般規定」に関する事項は、本契約の終了後も有効とします。
5. **Six Apart** は、次の各号のいずれかに該当する場合、**Movable Type** クラウド版の全部又は一部を廃止することができるものとします。本項に基づく **Movable Type** クラウド版の全部の廃止をした場合、**Six Apart** は何らの債務を負うことなく、本契約を解除することができるものとします。
- (1) 天災地変等不可抗力により **Movable Type** クラウド版を提供できない場合
  - (2) **Movable Type** クラウド版に使用されている第三者のソフトウェアのライセンスが停止あるいは解除され、**Movable Type** クラウド版に使用されている第三者のハードウェア（その保守部品も含む）の供給が停止されたとき。
  - (3) **Movable Type** クラウド版のサーバー環境の提供業者がサーバー環境を提供できなくなったとき
  - (4) お客様が **Six Apart** 又は正規代理店への支払を遅延した場合

## 第 17 条【責任制限】

1. お客様は、**Six Apart** が損害発生の可能性を事前に通知した場合は勿論それ以外の場合であっても、利益の逸失、信用の失墜、不稼働、データ使用不能等に起因する損害並びにその他顕在化していない損害を含み直接的、間接的、偶発的、例外的、結果的若しくは懲罰的損害に関して、**Six Apart**、及びその役員、従業員、代理人、子会社、関係会社及びその他のパートナーが一切の責任を負わないことを明示的に理解し同意します。
2. 管轄裁判所において、偶発的、間接的損害の責任の制限及び免責を認めておらず、上記の制限がお客様に適用されない場合、その他如何なるケースであっても、**Six Apart** の累計損害賠償額は、お客様が最後に対価の支払をされた時点から遡って 12 ヶ月間に **Movable Type** クラウド版についてお客様に関し **Six Apart** が受領した金額を上限とします。
3. **Six Apart** は、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様への事前の通知又

はお客様の承諾を要することなく、Movable Type クラウド版の提供を中断又は停止することがあります。この場合に Six Apart は、お客様が蒙った損害について、一切の責任を負わないものとします。次号のいずれかの事由に基づく Movable Type クラウド版の提供の中断又は停止があった場合にお客様は、Movable Type クラウド版についての対価の支払義務を免れないものとします。

- (1) サーバー及びその他関連する設備の定期的なメンテナンス作業を行なう場合
  - (2) サーバー及びその他関連する設備の故障により保守を行なう場合
  - (3) 運用上又は技術上の必要性がある場合
  - (4) 天災地変等不可抗力により Movable Type クラウド版を提供できない場合
  - (5) 法令に基づく場合
  - (6) 電気通信の障害や遅延
  - (7) サーバー及びその他関連する設備内のソフトウェア（本 Software を含む）の瑕疵
  - (8) お客様が本契約の成立に際して Six Apart に対して提供した情報の誤りに基づき Movable Type クラウド版の成立が技術的に困難である場合
4. お客様は、サーバーの故障その他の設備の保守、電気通信の障害や遅延、サーバーその他の設備内のソフトウェア（本 Software を含む）の瑕疵その他の事由により Movable Type クラウド版を利用できない事態が生じる可能性があることを了承するものとします。
  5. お客様は、コンピュータウイルス又はセキュリティの欠陥等のために Movable Type クラウド版のサーバー環境に保存されているデータ、プログラムその他の電磁的記録が滅失若しくは損傷し、又はこれが改変される事態が生じる可能性があることを了承するものとします。
  6. Six Apart は、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客様又は第三者に損害が生じた場合において、データ、プログラムその他の電磁的記録（以下単に「データ等」という）の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負わないものとします。
    - (1) サーバーに蓄積又は転送されたデータ等がサーバーその他の設備の故障又はその他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたこと。
    - (2) お客様は第三者が Movable Type クラウド版に接続することができず、又は Movable Type クラウド版に接続するために通常より多くの時間を要したこと。
    - (3) お客様又は第三者がサーバーに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常より多くの時間を要したこと。
  7. 次の各号に掲げる事項その他の Movable Type クラウド版に関する事項について Six Apart が担保責任を負う旨を定める法律の規定は、Six Apart とお客様との間に

においてはこれを適用しないものとします。

(1)Movable Type クラウド版が一定の品質を備えること。

(2)Movable Type クラウド版が特定の利用目的にかなうこと。

(3)Movable Type クラウド版を利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。

#### 第 18 条【一般規定】

1. Movable Type、Movable Type ロゴ、Six Apart、Six Apart ロゴ、その他の Six Apart ロゴとその名称は、Six Apart, Ltd.の商標です。お客様は、事前の Six Apart の書面による承諾なくして、これらの商標を如何なる方法によっても表示したり利用したりしないことに同意します。
2. 本契約は、日本国法によって解釈されます。また、本契約に関する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄とします。
3. お客様は、Six Apart の書面による承諾のない限り、本契約上の地位又はこれに基づく権利若しくは義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡することはできないものとします。

以上